

## 高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(同時に到達した交付申請に対する決定の順序)

第2条 同時に到達した交付申請については、障害福祉分野においてのみ次の方法により、申請内容の比較をし、要綱第9条第2項の決定を行う際の順位を付すものとする。

- (1) 申請者である法人が非営利法人である交付申請を、最上位とする。
- (2) 前号によっては順序が定まらない交付申請については、対象事業所の職員数がより少ないものをより上位とする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。